# 改正案

# 現 行

## A 共通事項

## 1-2-5 書面・対面による手続についての留意点

開示書類の提出者等による当局への申請・届出等及び当局から開示書類の提出者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下1-2-5において「デジタル手続法」という。)第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。

また、こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、本ガイドラインに定める手続のうち書面・対面による こととされているものについても、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する 方法により行うことができるものとする。

このため、開示書類の提出者等による当局への申請・届出等については、電子開示手続(法第 27 条の 30 の 2 に規定する電子開示手続をいう。 1-9-2 において同じ。)、任意電子開示手続(同条に規定する任意電子開示手続をいう。 1-9-2 において同じ。)その他開示用電子情報処理組織(同条に規定する開示用電子情報処理組織をいう。)(1-9-2 及び 23-5-3 において「電子開示システム」という。)を使用して行うことができる手続を除き 、原則として、 金融庁電子申請・届出システムを利用して 行うよう求めることとする。

#### 1-9-2 電子開示手続時間の延長

電子開示システムを使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行うことができる時間(以下 1-9-2において「手続時間」という。)は、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(平成 14 年6 月金融庁総務企画局) 1-2により、原則として午後 5 時 15 分までとされているところであるが、例えば、法第 5 条第 1 項ただし書の規定により、発行価格その他開示府令第 9 条で定める事項(以下 1-9-2において「発行価格等」という。)を記載しないで有価証券届出書(臨時報告書を含む。)又は発行登録書若しくは訂正発行登録書を提出し、当該発行価格等の決定に伴い訂正届出書(当該訂正届出書に付随して提出される臨時報告書の訂正報告書を含む。以下 1-9-2 において同じ。)又は発行登録追補書類(以下 1-9-2 において「訂正届出書等」という。)を提出する場合において、やむを得ない理由により当該訂正届出書等の提出に係る電子開示手続を午後 5 時 15 分までに行うことができないときは、手続時間を延長できることに留意する。

具体的には、発行価格等の決定に伴う訂正届出書等提出に係る手続時間を延長したい旨、当日の午後5時までに当該訂正届出書等を受理する財務局担当課室に対し、申し出がなされた場合には、財務局担当課室は、金融庁担当課室に連絡を行った上で、午後7時までの間において当該訂正届出書等を受理することに留意する。

#### A 共涌事項

「加える。〕

## 1-9-2 電子開示手続時間の延長

開示用電子情報処理組織(法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下23-5-3において「電子開示システム」という。)を使用して電子開示手続(同条に規定する電子開示手続をいう。以下1-9-2において同じ。)若しくは任意電子開示手続(同条に規定する任意電子開示手続をいう。)を行うことができる時間(以下1-9-2において「手続時間」という。)は、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(平成14年6月金融庁総務企画局)1-2により、原則として午後5時15分までとされているところであるが、例えば、法第5条第1項ただし書の規定により、発行価格その他開示府令第9条で定める事項(以下1-9-2において「発行価格等」という。)を記載しないで有価証券届出書(臨時報告書を含む。)又は発行登録書若しくは訂正発行登録書を提出し、当該発行価格等の決定に伴い訂正届出書(当該訂正届出書に付随して提出される臨時報告書の訂正報告書を含む。以下1-9-2において「訂正届出書等」という。)を提出する場合において、やむを得ない理由により当該訂正届出書等の提出に係る電子開示手続を午後5時15分までに行うことができないときは、手続時間を延長できることに留意する

具体的には、発行価格等の決定に伴う訂正届出書等提出に係る手続時間を延長したい旨、当日の午後5時までに当該訂正届出書等を受理する財務局担当課室に対し、申し出がなされた場合には、財務局担当課室は、金融庁担当課室に連絡を行った上で、午後7時までの間において当該訂正届出書等を受理することに留意する。

#### B 基本ガイドライン

#### B 基本ガイドライン

(特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の方式)

2-1-2 令第1条の5の2第2項第1号口(2)、同項第2号口(2)及び定義府令第12条第1項第1号口(2)(i)にいう「譲渡に係る契約」を締結する具体的な方式については特に限定されるものではなく、当事者間において適切な手続による合意が形成されることが重要である。例えば、特定取得勧誘(法第27条の31第1項に規定する特定取得勧誘をいう。以下2-1-2において同じ。)を行おうとする金融商品取引業者等が、あらかじめ定義府令第11条の2第2項各号に掲げる事項が記載された書面を相手方に交付(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により書面と同一の情報を提供する場合を含む。以下2-1-2において同じ。)し、当該金融商品取引業者等が行う特定取得勧誘に応じて取得しようとする一切の有価証券に関して当該事項を遵守することについて、当該相手方が書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により同意している場合において、当該金融商品取引業者等が特定取得勧誘に際して当該事項を遵守することについて、当該相手方が書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により同意している場合において、当該金融商品取引業者等が特定取得勧誘に際して当該相手方から「譲渡に係る契約」の締結に関する委任を受けた上で、当該特定取得勧誘に係る有価証券の発行者に当該書面を交付し、当該発行者がこれを承諾したときは、当該発行者と当該相手方との間及び当該特定取得勧誘を行う金融商品取引業者等と当該相手方との間において「譲渡に係る契約を締結すること」に該当することに留意する。

(無届募集等について)

4 - 23

イ [略]

(様式4-1)

無届けで募集を行っている者に対する警告書(案)

(商号)

(代表者の氏名)

○○財務(支)局長

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第4条の規定により、有価証券の募集は内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、行うことができないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は有価証券の募集に該当するおそれがあると 認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置状況を〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

(注) [略]

(様式4-2)

無届けで募集を行っているおそれがある者に対する照会書(案)

(特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の方式)

2-1-2 令第1条の5の2第2項第1号ロ(2)、同項第2号ロ(2)及び定義府令<u>第12条第1号ロ(2)(i)</u>にいう「譲渡に係る契約」を締結する具体的な方式については特に限定されるものではなく、当事者間において適切な手続による合意が形成されることが重要である。例えば、特定取得勧誘(法第27条の31第1項に規定する特定取得勧誘をいう。以下2-1-2において同じ。)を行おうとする金融商品取引業者等が、あらかじめ定義府令第11条の2第2項各号に掲げる事項が記載された書面を相手方に交付(電磁的方法により書面と同一の情報を提供する場合を含む。以下2-1-2において同じ。)し、当該金融商品取引業者等が行う特定取得勧誘に応じて取得しようとする一切の有価証券に関して当該事項を遵守することについて、当該相手方が書面又は<u>電磁的方法</u>により同意している場合において、当該金融商品取引業者等が特定取得勧誘に際して当該相手方から「譲渡に係る契約」の締結に関する委任を受けた上で、当該特定取得勧誘に係る有価証券の発行者に当該書面を交付し、当該発行者がこれを承諾したときは、当該発行者と当該相手方との間及び当該特定取得勧誘を行う金融商品取引業者等と当該相手方との間において「譲渡に係る契約を締結すること」に該当することに留意する。

(無届募集等について)

4 - 23

イ「同左〕

(様式4-1)

無届けで募集を行っている者に対する警告書(案)

(商号)

(代表者の氏名)

○○財務(支)局長 印

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第4条の規定により、有価証券の募集は内閣総理 大臣に届出をしているものでなければ、行うことができないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は有価証券の募集に該当するおそれがあると 認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置状況を○年○月○日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

(注) [同左]

(様式4-2)

無届けで募集を行っているおそれがある者に対する照会書(案)

(商号)

(代表者の氏名)

## ○○財務(支)局長

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第4条の規定により、有価証券の募集は内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、行うことができないこととなっております。

今般、当局に貴社が有価証券の募集に該当するおそれがある行為を行っているとの情報が寄せられております。

つきましては、貴社における当該行為の状況を○年○月○日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

(注) [略]

口「略]

(効力発生の通知等)

8-1 [略]

(様式8-1)

文書番号 日

(商号)

(代表者の氏名)

○○財務(支)局長

効 力 発 生 通 知 書

金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第8条第3項の規定により、 年 月日に受理した有価証券届出書にかかる同条第1項に規定する期間を 日間 (効力発生日年 月 日) と指定したので通知する。

(注) [略]

(目論見書の交付を受けないことについての同意)

- 15-3 法第 15 条第2項第2号の規定における「目論見書の交付を受けないことについて同意した」ことについて確認しようとする場合には、例えば、当該有価証券を募集又は売出しにより取得する者が当該目論見書の交付を受けないことについて同意していることを当該目論見書の交付義務者が次の方法により記録するなど明確な方法によることに留意する。
- ① その者から取得した当該同意の書面を保存する方法
- ② その者から電子情報処理組織により送信された当該同意の記載事項を保存する方法

(商号)

(代表者の氏名)

### ○○財務(支)局長 印

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第4条の規定により、有価証券の募集は内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、行うことができないこととなっております。

今般、当局に貴社が有価証券の募集に該当するおそれがある行為を行っているとの情報が寄せられております。

つきましては、貴社における当該行為の状況を○年○月○日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

(注) 「同左〕

口「同左〕

(効力発生の通知等)

8-1 [同左]

(様式8-1)

文書番号

(商号)

(代表者の氏名)

○○財務(支)局長印

効 力 発 生 通 知 書

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第8条第3項の規定により、 年 月日に受理した有価証券届出書にかかる同条第1項に規定する期間を 日間(効力発生日年 月 日)と指定したので通知する。

(注) [同左]

(目論見書の交付を受けないことについての同意)

15-3 [同左]

- ① その者が署名した当該同意の書面を保存する方法
- ② その者から電子情報処理組織により送信された当該同意の記載事項を保存する方法